

令和 8 年度補正予算(案)(9 月補正)の概要

【一般会計】

○一般会計補正予算額(第 2 号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 2,046 万 1 千円を追加し、総額を 108 億 5,997 万 3 千円とするものです。

(歳入)

① 地方交付税(908 万 5 千円)

地方交付税のうち「普通交付税」について、令和8年度の普通交付税の額が決定したので、増額の補正予算を計上するものです。

② 繰入金(2,207 万 2 千円)

各特別会計への繰出金について、令和 7 年度の支出実績額との差額を一般会計に戻すものです。

③ 繰越金(2 億 7,148 万 1 千円)

令和 7 年度決算において生じた剰余金のうち、当初予算額との差額を増額するものです。

(歳出)

① 新庁舎整備事業(6,337 万 3 千円)

○各種調査等委託料 400 万円

土壤汚染対策法に基づき、新庁舎建設用地の調査を実施するものです。

○埋蔵文化財発掘調査委託料 2,343 万円

○埋蔵文化財調査補助土木工事 2,657 万円

遺構等が確認されたことから、当初の予定より発掘範囲を拡大するため増額するものです。

○土地購入費 937 万 3 千円

関係機関との協議により、国有財産(畦畔)を取得する必要性が生じたため増額するものです。

【債務負担行為の追加】

(単位：千円)

事項	期間	限度額
新庁舎整備事業(建築)【令和 8 年度追加分】	令和 10 年度	132,000
新庁舎整備事業(建築)【令和 8 年度延長分】	令和 10 年度	967,790

新庁舎整備については、埋蔵文化財調査費や建設工事費等について、令和 6 年度に 2,997,639 千円を限度額として、期間を令和 9 年度までとする債務負担行為を設定しています。

今回の補正において、杭打ち工事の増額分として 132,000 千円を追加するとともに、完成工期が令和 9 年度から令和 10 年度に延長となることに伴い、967,790 千円を令和 10 年度に繰り越す必要が生じたため、延長分として新たに債務負担行為を設定します。

【特別会計】

- 国民健康保険特別会計(第 1 号) 補正予算額 3,472 万 1 千円
- 後期高齢者医療特別会計(第 1 号) 補正予算額 787 万 8 千円
- 介護保険特別会計(第 1 号) 補正予算額 8,154 万 1 千円

各特別会計については、前年度の精算による繰出金及び国庫支出金の返還などが主なものです。